令和７年４月

安全運転管理者等による点呼等の実施及び酒気帯びの有無の確認Ｑ＆Ａ

（令和４年４月改正道路交通法施行規則及び令和６年５月 31 日付け「規制改革推進に関する答申」関係）

和歌山県警察本部

交通部交通企画課

目次

【点呼等の実施について】
問1　道路交通法施行規則第９条の10第５号に規定されている安全運転管理者の業務とは、どのようなことですか…… 1
問2　点呼による確認を行う事項とは、どのようなことですか…… 1
問3　運転者が運転する度に点呼による確認及び必要な指示を行う必要がありますか…… 1
問4　自動車の使用の本拠以外の場所から運転を開始する場合にも、安全運転管理者が対面で点呼等の実施を行う必要がありますか…… 2
問5　出張により一時的に他の事業所から社用車の運転を開始する運転者に対する点呼等の実施は、どのように行うことができますか…… 3
問6　安全運転管理者以外の者が点呼による確認を行うことは認められていますか…… 4
問7　点呼等の実施を行った場合に、その結果や必要な指示の内容を必ず記録する必要がありますか…… 4
問8　点呼等の実施の結果を記録する場合、どのような内容を記録すればよいですか…… 5
問9　点呼等の実施結果の記録や保存はどのようにすればよいですか…… 5
【令和４年4月の道路交通法改正の概要について】
問 10　改正の概要はどのようなものですか …… 6
問 11　なぜ改正されたのですか…… 6

【酒気帯びの有無の確認について】
問 12　「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミングはいつですか…… 7
問 13　従業員に運転する予定が全く無い場合、始業時の酒気帯びの有無の確認は必要ですか …… 7
問 14　「目視等で確認」とは、どのような方法で行うのですか …… 7
問 15　運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、どうすればよいですか…… 8
問 16　安全運転管理者以外の者が酒気帯び確認をすることは認められていますか…… 8
問 17　夜間・早朝などのため、事務所に安全運転管理者等が不在の場合、どうすればよいですか…… 8
問 18　安全運転管理者自身が運転者となる場合は、どうすればよいですか …… 8
問 19　出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになりますが、出張先の事業所において酒気帯び確認をしてもらうことはできますか…… 9
問 20　自家用トラックを保有する者が下請として稼働する場合、元請業者の安全運転管理者等による確認は必要ですか …… 10
問 21　業務に関係のない運転を行う場合、確認は必要ですか …… 10
問 22　社用車で出勤又は退勤する場合、確認は必要ですか …… 10

【確認内容の記録について】
問 23　「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか…… 10
問 24　記録用紙の見本はありますか…… 11
問 25　様式例を変更して使用しても構いませんか…… 11

問 26　「確認内容の記録」の保存（記録媒体）は何でも良いのですか..... 11
問 27　確認者名を記載する場合、姓だけでよいですか..... 11
問 28　「自動車を識別できる記号、番号等」とはどういうものですか..... 11
問 29　確認内容の記録について公安委員会や警察から報告や提出を求められたり、検査を受けることがありますか..... 11

【アルコール検知器について】
問 30　アルコール検知器に必要な性能はどのようなものですか 12
問 31　測定結果を赤色や青色などの光で表示する検知器でもよいですか..... 12
問 32　自動車に備えられた検知機能で対応してもよいですか 12
問 33　アルコール検知器に、検知データの保存機能や印字機能は必要ですか 12
問 34　「アルコール検知器を常時有効に保持する」とはどういうことですか 12
問 35　「定期的に」故障の有無を確認するとは、どれくらいの期間をいうのですか..... 12
問 36　アルコール検知器を交換する頻度はどれくらいですか 12
【点呼等の実施及び酒気帯び確認の共通事項について】
問 37　点呼による確認の業務や酒気帯び確認の業務を委託する事業所の資格・要件はありますか ·····13
問 38　スマートフォン等のアプリケーションを用いた点呼等の実施や酒気帯び確認を行うことは問題ありませんか·····13
問 39　いわゆる緑ナンバー事業者においては、国（国土交通省）の認定を受けた機器を使用した自動点呼が実施されていますが、白ナンバー事業者において同様の機器を使用した点呼（酒気帯び確認を含む）を行うことは問題ありませんか·····13
問 40　安全運転管理者以外の者が点呼による確認や酒気帯び確認を行う場合においては、安全運転管理者は、あらかじめ当該安全運転管理者の業務を補助する者を指定した上で、当該指定した者に対し、指導・教育を行うこととされていますが、指定の方法は決まっていますか·····14
問 41　現在、酒気帯び確認の結果を記録するための独自の様式を作成して使用していますが、点呼等の実施の結果を記録するために、この様式を更新して同一の様式の中に記録することができるようにしてもよいですか·····14
問 42　記録の保存方法は決まっていますか·····14

【点呼等の実施について】

問１　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」といいます。）第９条の１０第５号に規定されている安全運転管理者の業務とは、どのようなことですか

答　府令第９条の10第５号においては、安全運転管理者の業務として、

①　運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、当該運転者による自動車の点検の実施（以下「自動車点検」といいます。）及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれ（以下「正常運転をできないおそれ」といいます。）の有無を確認すること（以下「点呼による確認」といいます。）

②　安全な運転を確保するための必要な指示を与えること（以下、単に「必要な指示」といいます。）

が規定されています。

問２　点呼による確認を行う事項とは、どのようなことですか

答　以下の２点について、確認を行う必要があります。

①　自動車点検の有無

「自動車の点検」とは、運転しようとする自動車の運行前に行ういわゆる日常点検をいいます。点検箇所、点検項目等については、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第３号）第４章第３節の１に規定された日常点検に係る点検箇所、点検項目等を参考にしてください。

②　正常運転をできないおそれの有無

運転者の顔の表情、全身の様子、言動等から、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認してください。

問３　運転者が運転する度に点呼による確認及び必要な指示を行う必要がありますか

答　安全運転管理者は、「運転しようとする運転者」について点呼による確認及び必要な指示（以下「点呼等の実施」といいます。）を行うこととされています。

ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。

点呼等の実施は、必ずしも個々の運転の直前にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時に行うことで足ります。

問４　自動車の使用の本拠以外の場所から運転を開始する場合にも、安全運転管理者が対面で点呼等の実施を行う必要がありますか

答　点呼等の実施の方法は対面が原則ですが、自動車の使用の本拠以外の場所から運転を開始する場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる方法で実施することができます。

具体的には、

①　カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者から自動車点検の結果について報告を受け、また、運転者の顔の表情、全身の様子、応答の声の調子等から正常運転をできないおそれの有無を確認するとともに、運転者に対して必要な指示を行う方法

②　携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者から自動車点検の結果について報告を受け、また、運転者の応答の声の調子等から正常運転をできないおそれの有無を確認するとともに、運転者に対して必要な指示を行う方法

等の対面による確認と同視できるような方法が考えられます。

問５　出張により一時的に他の事業所から社用車の運転を開始する運転者に対する点呼等の実施は、どのように行うことができますか

答　同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所(以下「他の事業所」といいます。）において運転者が運転を開始する場合には、

①　他の事業所の安全運転管理者が点呼による確認を行い、その結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対し、報告し、又は、自身の立会いの下、運転者をして、電話その他の直接対話できる方法により、報告をさせること

②　点呼による確認の結果について報告を受けた、運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者に正常運転をできないおそれがあること等を確認した場合には、当該安全運転管理者自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行うこと

③　②の場合を除き、他の事業所の安全運転管理者が、運転者に対して必要な指示を行うこと

のいずれもが行われたときは、点呼等の実施を行ったものとして取り扱うことができます。

（他の事業所の安全運転管理者又は補助者による点呼等の実施）

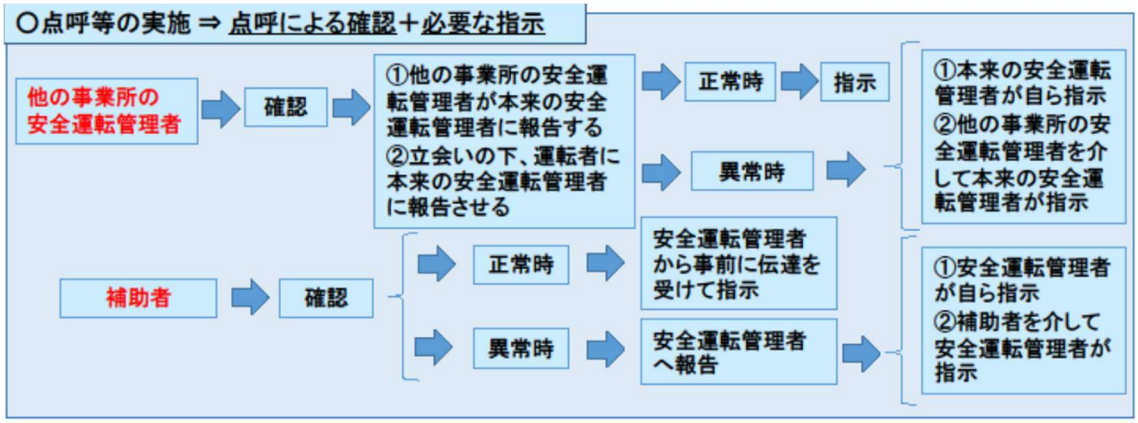

問６　安全運転管理者以外の者が点呼による確認を行うことは認められていますか

答　点呼による確認は安全運転管理者が行うことが原則ですが、安全運転管理者が不在である、他の業務により点呼を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者が点呼による確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、点呼による確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下この問において「補助者」といいます）に、点呼による確認を行わせることは差し支えありません。

この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者とする者を指定した上で、当該指定した者に対し、次の事項について指導・教育を行うことにより、補助者に点呼による確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応をとることが必要です。

①　点呼による確認の方法

②　補助者が、運転者に正常運転をできないおそれがあること等を確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は、安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置すること

また、安全運転管理者が補助者を介して必要な指示（正常運転をできないおそれ等がある運転者に対して行うものを除きます。）を行う場合には、事前に必要な指示の内容について補助者に伝達するなどして明らかにしておくことが必要です。

（問５　他の事業所の安全運転管理者又補助者による点呼等の実施の図を参照して下さい。）

問７　点呼等の実施を行った場合に、その結果や必要な指示の内容を必ず記録する必要がありますか

答　必ず記録しなければならないものではありませんが、点呼等の実施の確実な励行を図るため、点呼簿、チェック表、各種システムを活用するなどにより、記録化に努めることが望ましいと考えます。

問８　点呼等の実施の結果を記録する場合、どのような内容を記録すればよいですか

答　記録する内容について規定はありませんが、以下の内容を参考に記録してください。

また、その記録は少なくとも１年間保存してください。

①　点呼等の実施者名
②　運転者の氏名
③　運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
④　実施の日時
⑤　実施の方法（対面でない場合は具体的方法等）
⑥　運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
⑦　日常点検の状況
⑧　指示事項
⑨　その他必要な事項

問９　点呼等の実施結果の記録や保存はどのようにすればよいですか

答　原則として、運転者が所属する事業所の安全運転管理者又は当該安全運転管理者の業務を補助する者（以下この問において「安全運転管理者等」といいます。）が実施結果を記録し、運転者が所属する事業所で保存することになりますが、他の事業所において実施した場合には、当該運転者が所属する事業所の安全運転管理者等及び他の事業所の安全運転管理者の双方で実施結果を記録し、それぞれの事業所において保存してください。

この場合に、他の事業所の安全運転管理者は、点呼等の実施後、記録した内容を当該運転者が所属する事業所の安全運転管理者に通知し、通知を受けた当該安全運転管理者は、通知内容を記録し、自らの事業所において保存してください。

【令和４年4月の道路交通法改正の概要について】

問10　改正の概要はどのようなものですか

答　道路交通法施行規則が一部改正され、令和４年４月から施行されました。
改正では、安全運転管理者の業務として、次の業務が新たに定められました。

【令和４年４月１日から】
○　酒気帯びの有無の確認及び記録の保存
・　運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、酒気帯びの有無を確認すること。
・　確認内容を記録し、当該記録を１年間保管すること。

【令和５年12月１日から】
○　アルコール検知器の使用等
・　酒気帯びの有無の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。
・　アルコール検知器を常時有効に保持すること。

※「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」とは
「アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの」
と定められました。

問11　なぜ改正されたのですか

答　令和３年６月28日、千葉県八街市で発生した小学生５名が死傷した交通事故では、運転者が業務中に飲酒運転していました。この事故を受けて、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開かれた結果、飲酒運転の根絶を図るため、安全運転管理者の業務が拡充されることとなりました。

【酒気帯びの有無の確認について】

問12　「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミングはいつですか

答　安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無を確認することとされています。ここでいう「運転」とは一連の業務としての運転をいいます。

運転を含む業務の「開始前や出勤時」及び「終了時や退勤時」に確認を行います（下図参照）。

個々の運転の直前又は直後に、その都度行わなければならないというものではありません。

また、業務の開始前や出勤時に確認したものの、結果として運転しなかった場合は、終業時の確認は必要ありません。

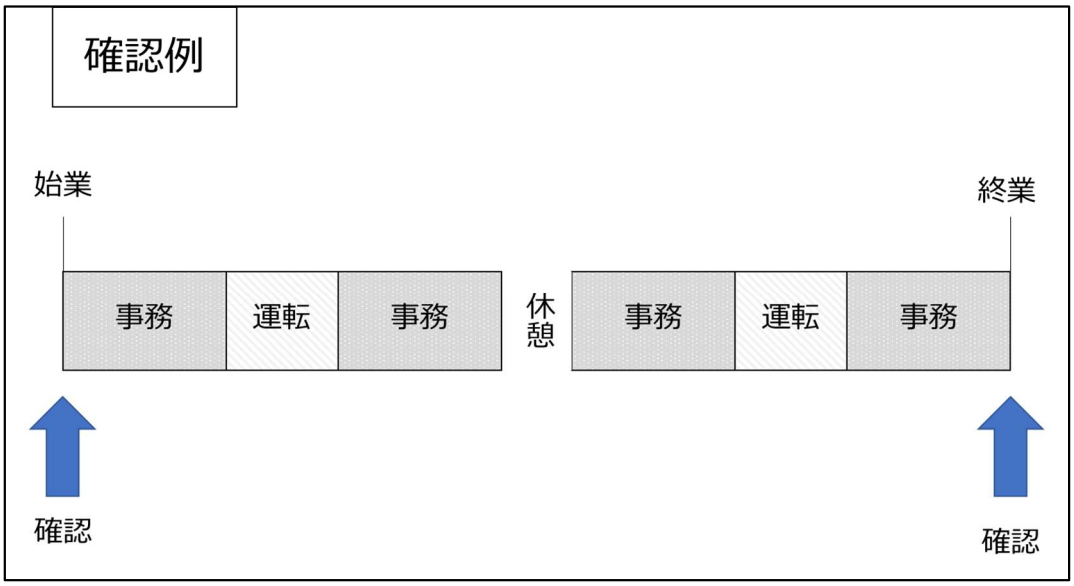

問13　従業員に運転する予定が全く無い場合、始業時の酒気帯びの有無の確認は必要ですか

答　不要です。

ただし、急用等で運転する必要が生じた場合には、運転前後の確認が必要になります。

問14　「目視等で確認」とは、どのような方法で行うのですか

答　運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認してください。

確認は、原則として対面で行ってください。

問15　運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、どうすればよいですか

答　対面に準じた方法で確認してください。

例えば、あらかじめアルコール検知器を運転者に携帯させておき、

○　カメラ・モニター等によって、運転者の顔色、声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

○　携帯電話、業務無線など運転者と直接会話できる方法によって、運転者の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

など、対面による確認と同視できるような方法で行ってください。

問16　安全運転管理者以外の者が酒気帯び確認をすることは認められていますか

答　点呼による確認と同様、酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則ですが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下この問において「補助者」といいます。）に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者とする者を指定した上で、当該指定した者に対し、次の事項について指導・教育を行うことにより、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要です。

①　酒気帯び確認の方法

②　補助者が、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は、安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置すること

問 17　夜間・早朝などのため、事務所に安全運転管理者等が不在の場合、どうすればよいですか

答　対面による確認に準じた方法で実施してください。

「問 15　運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、どうすればよいですか」を参考にしてください。

問 18　安全運転管理者自身が運転者となる場合は、どうすればよいですか

答　副安全運転管理者や、「安全運転管理者の業務を補助する者」が確認してください。

問19　出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになりますが、出張先の事業所において酒気帯び確認をしてもらうことはできますか

答　同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の事業所において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、

①　他の事業所の安全運転管理者が運転者の状態を目視等で確認した上で、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させること

②　他の事業所の安全運転管理者が、①の結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対し、報告し、又は、自身の立会いの下、運転者をして、電話その他の直接対話できる方法により、報告させること

のいずれもが行われたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができます。

ただし、酒気帯び確認の結果について報告を受けた、運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行うことが必要です。

（他の事業所の安全運転管理者又は補助者による酒気帯び確認業務）

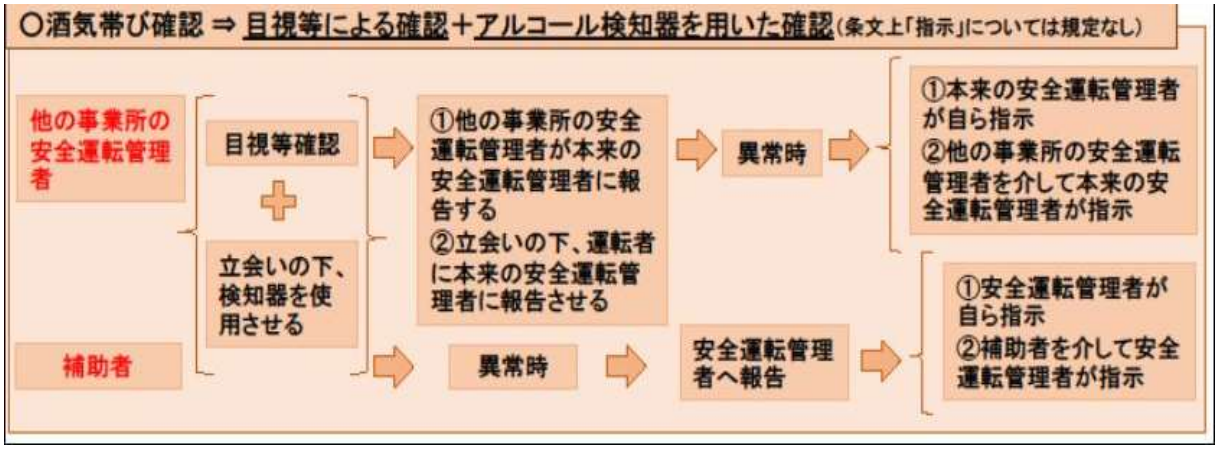

問 20　自家用トラックを保有する者が下請として稼働する場合、元請業者の安全運転管理者等による確認は必要ですか

答　元請業者により当該自家用トラックに対する運行管理が行われている場合には、酒気帯びの有無の確認が必要です。

上記のような、いわゆる「持ち込み」と称される運行がなされている場合には、期間の長短を問わず、元請業者の安全運転管理者の管理下にあるといえますので、確認が必要です。

問21　業務に関係のない運転を行う場合、確認は必要ですか

答　不要です。

勤務時間中か否か、社用車か否かを問わず、業務に関係のない運転を行う場合には、確認は不要です。

問22　社用車で出勤又は退勤する場合、確認は必要ですか

答　不要です。

出勤及び退勤の手段としてのみ運転する場合には不要です。ただし、出勤又は退勤の途中に業務を含む、いわゆる直行直帰の場合には確認が必要です。

【確認内容の記録について】

問23　「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか

答　下記事項を記録し、１年間保管しなければなりません。

- ○　確認者名
- ○　運転者名
- ○　運転者の業務に係る自動車のナンバー又は識別できる記号、番号等
- ○　確認の日時
- ○　確認の方法
  - ・　検知器の使用の有無
  - ・　対面でない場合は具体的方法
- ○　酒気帯びの有無
- ○　指示事項
- ○　その他必要な事項

問24　記録用紙の見本はありますか

答　和歌山県警察ホームページ（https://police.pref.wakayama.lg.jp/02_koutsu/oshirase/ankankenty/index.html）に様式例（Excel形式）を掲載していますのでご活用ください。

問25　様式例を変更して使用しても構いませんか

答　「問23　「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか」に記載している事項を備えたものであれば、様式は問いません。

問26　「確認内容の記録」の保存（記録媒体）は何でも良いのですか

答　紙媒体でも、電子データでも構いません。
各事業所の判断で任意の方法で記録してください。
記録は１年間保存することとなります。
安全運転管理者がいつでも確認できるよう、安全運転管理者がいる事業所で保存することが望ましいです。

問27　確認者名を記載する場合、姓だけでよいですか

答　氏名（フルネーム）を記載してください。

問28　「自動車を識別できる記号、番号等」とはどういうものですか

答　いわゆる自動車（二輪を含む。）のナンバー以外の「自動車を識別できる記号、番号等」とは、車台番号や事業所において車両管理のために使用している「○号車」などの呼称、名称等、それだけで車両を特定できるものを指します。

問29　確認内容の記録について公安委員会や警察から報告や提出を求められたり、検査を受けることがありますか

答　今後、安全運転管理業務の推進を図るため、公安委員会から事業者に対し、資料の提出を求めることがあります。

【道路交通法第75条の２の２第１項】
公安委員会は、（略）自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため必要があると認めるときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

【アルコール検知器について】

問30　アルコール検知器に必要な性能はどのようなものですか

答　呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等で示す機能があれば足ります。なお、公安委員会や警察において、メーカーや機種の指定・推奨はしていません。

【根拠】
「道路交通法施行規則第９条の 10 第６号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」（令和３年国家公安委員会告示第 63 号）

問31　測定結果を赤色や青色などの光で表示する検知器でもよいですか

答　酒気帯びの有無を確認できるものであれば、問題ありません。

問32　自動車に備えられた検知機能で対応してもよいですか

答　アルコールインターロック装置搭載の車両での検知も可能ですが、確認は対面が原則ですので、安全運転管理者が車両まで直接赴き、実施する必要があります。

問 33　アルコール検知器に、検知データの保存機能や印字機能は必要ですか

答　それらの機能の有無は問いません。

問34　「アルコール検知器を常時有効に保持する」とはどういうことですか

答　常に正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。
　メーカーの取扱説明書に従って適切に使用、管理し、定期的に故障の有無を確認しなければなりません。

問35　「定期的に」故障の有無を確認するとは、どれくらいの期間をいうのですか

答　メーカーが定めた取扱説明書記載の期間に従ってください。

問36　アルコール検知器を交換する頻度はどれくらいですか

答　メーカーによって定められている使用期間又は使用回数等に従って交換してください。

【点呼等の実施及び酒気帯び確認の共通事項について】

問３７　点呼による確認の業務や酒気帯び確認の業務を委託する事業者の資格・要件はありますか

答　事業者の資格・要件はありません。ただし、委託業者による業務の実施は、あくまで安全運転管理者の業務を補助する者による実施であることから、安全運転管理者の指導及び監督のもとで行われるものであることに留意する必要があります。

問38　スマートフォン等のアプリケーションを用いた点呼等の実施や酒気帯び確認を行うことは問題ありませんか

答　アプリケーションを用いた実施や確認については、一律に不可となるものではありませんが、対面による確認と同視できるような方法で行われるものであるかを十分確認する必要があります。

問39　いわゆる緑ナンバー事業者においては、国（国土交通省）の認定を受けた機器を使用した自動点呼が実施されていますが、白ナンバー事業者において同様の機器を使用した点呼（酒気帯び確認を含む）を行うことは問題ありませんか

答　自動点呼とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）に定められた機能の要件を満たすものとして認定を受けた機器を使用して実施されるものと承知しています。

自動点呼には、「業務前自動点呼」と「業務後自動点呼」がありますが、このうち、「業務後自動点呼」については、認定を受けた機器を使用して実施されるのであれば、対面による確認と同視できるような方法と考えられるため、白ナンバー事業者においても同様の機器を使用した実施は可能と考えられます。

なお、「業務前自動点呼」については、国土交通省において安全性の観点から実施の可否について検討が進められている段階であり、現時点では実用化に至っていません。

問　40　安全運転管理者以外の者が点呼による確認や酒気帯び確認を行う場合においては、安全運転管理者は、あらかじめ当該安全運転管理者の業務を補助する者（以下この問において「補助者」といいます。）を指定した上で、当該指定した者に対し、指導・教育を行うこととされていますが、指定の方法は決まっていますか

答　指定の方法に決まりはありません。なお、補助者を指定する場合には、点呼による確認の方法や酒気帯び確認の方法のほか、補助者が運転者の異常を確認した場合の対応方法等について指導・教育を行うことにより、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられるようにしておく必要があります。

問　41　現在、酒気帯び確認の結果を記録するための独自の様式を作成して使用していますが、点呼等の実施の結果を記録するために、この様式を更新して同一の様式の中に記録することができるようにしてもよいですか

答　様式に特段の定めはないため、独自の様式を使用することは差し支えありません。

また、自動車点検の結果、正常運転をできないおそれの確認の結果、酒気帯び確認の結果をそれぞれ別の様式に記録することも差し支えありません。

問　42　記録の保存方法は決まっていますか

答　記録の保存は、書面又は電磁的記録による記録・保存のいずれでも差し支えありません。

なお、電磁的方法としては、パソコンやスマートフォンを利用した記録・保存が考えられます。